

京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館の使用に関する規則を次のように定める。

平成18年1月19日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

#### 京都市教育委員会規則第17号

#### 京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館の使用に関する規則

##### (使用資格の確認)

- 第1条 京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館（以下「広場等」という。）を使用しようとするもので京都市宝が池公園運動施設条例（以下「条例」という。）第13条第1号に掲げるもの以外のものは、あらかじめ使用資格について教育長の確認を受けなければならない。
- 2 使用資格の確認を受けようとするものは、京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館使用資格確認申請書（第1号様式）に、教育長が必要と認める書類を添付して、教育長に申請しなければならない。
- 3 教育長は、前項の規定による申請があったときは、申請者が使用資格を有するかどうかについて審査し、申請者に審査の結果を通知するものとする。
- 4 使用資格の確認は、年度ごとにこれを行うものとする。

##### (使用許可の申請)

- 第2条 条例第13条第1号に掲げるもの及び前条の規定により使用資格の確認を受けたものであって、条例第14条の規定により使用の許可を受けようとする者は、京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館使用許可申請書（第2号様式）を教育長に提出しなければならない。
- 2 使用許可の申請の受付期間その他使用の許可の申請の受付に関する事項については、別に定める。

##### (使用の許可)

- 第3条 教育長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る使用を許可したときは、文書によりその旨を申請者に通知する。

(使用制限)

第4条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広場等の使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 他の使用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) 使用の目的又は使用条件に違反して使用するとき。
- (3) 管理上支障があるとき。

(委任)

第5条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第1条関係）

京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館使用資格確認申請書

(あて先) 京都市教育委員会教育長	年 月 日
申請団体の名称及び所在地	申請団体の代表者の氏名及び住所  電話 (     )     -

京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館の使用に関する規則第1条の規定により 使用資格の確認について、次のとおり申請します。	
団体の構成員の人数	人
主 な 活 動 場 所	
活 動 時 間 帯	
主 な 活 動 内 容	

注1 団体の代表者は、成人に限ります。

2 この申請書に、団体の構成員の氏名を記載した書類を添付してください。

第2号様式（第2条関係）

京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館使用許可申請書

(あて先) 京都市教育委員会教育長	年 月 日
申請団体の所在地	申請団体の名称及び代表者の氏名  電話 (     )     -
	資格確認通知書の登録番号

京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館の使用に関する規則第2条の規定により使用の許可を申請します。	
使用する施設	<input type="checkbox"/> 少年スポーツ広場 <input type="checkbox"/> こども体育館
使用する日	年 月 日
使用時間の区分	<input type="checkbox"/> 午前9時から午後1時まで <input type="checkbox"/> 午後1時30分から午後6時まで
使用人数	人
使用の目的	

注1 学校が申請する場合には、申請団体の名称及び代表者の氏名の欄に、学校名及び校長の氏名を記入したうえ、校長印を押印してください。

2 使用する施設の欄中少年スポーツ広場又はこども体育館のいずれか該当する□に、レ印を記入してください。

3 使用時間の区分の欄中午前9時から午後1時まで又は午後1時30分から午後6時までのいずれか該当する□に、レ印を記入してください。

(教育委員会事務局体育健康教育室)